

佐倉市公共施設包括管理業務委託に係るサウンディング調査実施要領

令和5年5月24日
佐倉市 資産経営課

1 サウンディング調査の趣旨

佐倉市（以下、「本市」という。）では、市有施設の維持管理について品質の向上と業務の効率化を図るため、従来は、施設ごと、業務ごとに発注していた保守点検等の業務について、複数の施設、業務を一括して委託する佐倉市公共施設包括管理業務委託を導入しています。

今後も引き続き同業務委託を実施するにあたって、民間事業者のノウハウを活かしたさらなる実効性の高い事業とするため、民間事業者との「対話」を通じて、民間事業者の事業参入意向、参入しやすい公募条件等を整えるために、公募型サウンディング調査を実施します。

なお、調査への参加の有無や調査における意見の内容は、受託予定者選定時の提案審査には一切影響しません。

【参考】本調査のスケジュール

- ①実施要領の公表 令和5年5月24日(水)
- ②参加申込の期限 令和5年5月30日(火)午後5時
- ③意見交換実施期間 令和5年6月上旬～6月中旬
- ④調査結果の報告 令和5年7月上旬

2 調査の概要

(1) 業務範囲

- ①施設数 対象施設は、別紙1のとおり
- ②業務の種類 特記仕様書及び別紙2～18のとおり
修繕業務

(2) 契約期間 5年間 令和6年4月1日～令和11年3月31日

3 サウンディングの内容

(1) 参加申し込みについて

参加を希望される場合は、別紙「エントリーシート」に記入の上、令和5年5月30日(火)午後5時までに、佐倉市資産経営課まで電子メールにてお送りください。

(2) 仕様書等の受領

参加申し込みしていただいた事業者の皆様に、以下の文書を電子メール等でお送りします。

- ①対象業務の仕様書データ（次期の包括管理業務委託の仕様書（案））

(3) 意見交換への出席

市が意見交換対象事業者を選定し、個別に連絡します。

対象事業者を選定された場合は、以下のとおり意見交換への出席をお願いします。

①実施日程 令和5年6月上旬から6月中旬の各日10:00～17:00

この期間内でご都合の悪い日時をお知らせください。対象事業者には、電子メールまたは電話で連絡し、個別に日程調整をさせていただきます。なお、調整により上記期間外に実施する場合があります。

②実施場所 佐倉市役所 1号館 6階 第1会議室

③意見交換時間 1事業者あたり60分程度

(4)意見交換の実施方法

①事業者のアイデア・ノウハウを保護するため、個別に意見交換を実施します。

②関連資料がある場合は、できるだけ事前に電子メールで提出してください。

③包括管理業務委託の仕様について意見交換を行います。

④現地見学会・説明会等は開催しません。

⑤本調査と関連しない内容については意見交換しません。

⑥状況に応じて、本市から複数回の意見交換をお願いする可能性があります。

(5)サウンディング結果の公表

令和5年7月上旬を目途に、調査結果の概要を個別にお知らせします。なお、参加事業者の名称や参加事業者のノウハウに係る部分は公表しません。

4 留意事項

(1)費用負担

サウンディングへの参加に要する費用は、事業者の負担とします。

(2)提出書類の取り扱い・著作権等

提出書類の著作権はそれぞれの事業者に帰属しますが、提出書類は返却しません。本市は本事業の検討以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはありません。

(3)特許権等

提出資料に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、事業者が負うものとします。

(4)本市からの提示資料の取り扱い

本市が提供する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用してはなりません。また、事業者は、参加にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。

(5)対象者

公共施設等の包括管理のご提案に意欲のある法人又は法人のグループ。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する

者

- イ 参加申込書提出時点で、千葉県または本市から指名停止を受けている者
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団排除条例等に該当する者
- オ 市税等を滞納している者
- カ 法人税ならびに消費税及び地方消費税を滞納している者

(6) 追加質問への協力

本サウンディング終了後も、必要に応じて追加のヒアリングや、アンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力お願いいたします

5 問い合わせ先

佐倉市 資産経営課 FM推進班 担当：松野、前川
TEL：043-484-6110
FAX：043-484-1515
E-mail：fm@city.sakura.lg.jp
<https://sakura-pre.smart-lgov.jp/index.html>